

本稿は、8月28・29日に行われた自治労連第44回定期大会での代議員発言について、加筆・修正したものです。

東日本大震災11年目を迎えた復興の課題と ケア労働者の処遇改善の状況

岩手自治労連

本部方針を補強する立場から「東日本大震災から11年目を迎えた復興の課題とケア労働者の処遇改善の状況」について発言し、討論に参加します。

東日本大震災から11年目を迎えました。

被災者の暮らしと生業の再建、被災地の復興は、11年という長い歳月を経過したことによる新たな課題や、コロナ危機による観光業、水産業への打撃、気候変動の影響も指摘される記録的なサケ漁の不漁なども加わり、大きな困難に直面しています。被災者の心と体の健康や高齢化による孤立化も深刻です。ところが政府は、被災者の心のケアやコミュニティー形成など、被災者支援予算を減らし、支援策の縮小・打ち切りを進めています。

また、東日本大震災の教訓を政治に生かすという点では、住宅再建支援金の300万円から500万円への引き上げと対象拡大、避難所の改善、中小企業や農林漁業者への事業再建支援の拡充など、被災者支援を抜本的に強化する必要があります。さらに、被災者支援にジェンダー平等の視点を反映することも大切です。

一方で、時間の経過とともに震災の記憶が

社会全体から大きく失われることを大変、危惧しています。被災地では、行政や民間団体などが伝承活動に取り組んでいますが、語り部の高齢化や担い手不足が進み、今後の活動継続への不安が募っています。

被災地の自治体職場に目を向ければ、復興支援のため、全国の自治体から多くの職員を派遣していただきました。県内のA自治体では、平成23年度から令和2年度までの10年間で、全国から559人が応援に駆け付けました。この間、正規職員は、概ね400人前後の横ばいで推移しており、不足しているマンパワーを応援職員が補うことによって、復興が進みました。しかし、応援職員の縮小が、復興に要した事業の事後評価の本格化を前に、負の効果をもたらしていることも明らかになっています。A自治体の時間外勤務手当の推移をみると、震災前の平成21年度と比較した場合、令和元年度が1.8倍、令和2年度が1.5倍と依然として高い水準で推移していました。これは、応援職員の縮小が正規職員だけでは対応しきれない業務量があることを示しています。応援職員が去ったいま職場の崩壊を食い止めることは言うまでもなく、被災地の自治体が住民福祉の機関として、役割を発揮で

きるよう、職員の増員は喫緊の課題です。

次にケア労働者の処遇改善状況について話しをします。

地元の新聞社が報道した、公立の保育士等処遇改善特例事業の東北の実施状況を見ると、山形県13、秋田7、宮城3、福島5、の市町村が申請・実施しました。しかし、岩手で申請した自治体はありませんでした。記事の中で、郡山市の担当者は「行政の中でも保育業務は労働量が多い。変則的な勤務時間や感染症対策の負担も踏まえ、正職員も対象とした」とコメントしていました。本当にそう思います。

医療現場については、県内3単組で、公立病院の正規・非正規を問わず、看護師、准看護師、助産師に対し特殊勤務手当を支給させることができました。

少なくない単組が当局に「処遇改善臨時特例事業に関する要求書」を提出し、ケア労働者の賃金改善を強く求めましたが、厳しい結果となりました。

こうした背景には、処遇改善事業が、「看護師はコロナ対応者に限り1%アップの4000円、介護士、保育士、福祉は3%アップの9000円」という内容に対する戸惑いや不満、対象となる職種が限定されているなど、職場に分断を生みだしかねない状況がありました。また、制度導入が拙速すぎて、労使合意を築く時間が足りないなどの問題もありました。とはいえ、こうした問題以前に、地方自治体が国の財政措置を伴う、ケア労働者の賃上げを実施しなかったこと、この消極的な姿勢に問題の本質があるのではないのでしょうか。このような状況を打破する意味でも、自治労連が提起している3Tアクションに結集した世論

と運動を構築して、ケア労働者の賃上げを実現させ、その流れを社会全体に波及させる必要があると思います。併せて、3Tアクションは、労働者の生活からの要求で、ストライキ権を背景に毅然とたたかう労働組合への展望を拓くものと期待しています。

最後に東日本大震災津波での被災者、被災自治体の困難に向き合い、その教訓を生かす政治、災害から国民の命と財産を守る政治に変える運動が引き続き必要であり、住民のいのち、暮らしをどう守っていくのか、岩手自治労連としても復興の在り方や防災の在り方を踏まえた実践的な運動の中で、民主的自治体労働者論を発展させていく決意です。